平成２３年（フ）第１４８号
香川県綾歌郡宇多津町1416番地２
破産者　株式会社ブックス羽床
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７２号
長崎県南島原市深江町丙265番地
破産者　東洋明電有限会社
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１２４号
滋賀県東近江市御園町568番地２、前住所滋賀県彦根市山之脇町28―１　シャトル弐番館205
破産者　佐藤　一也
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３２７号
福岡県久留米市東合川４丁目１番５―307号、前住所福岡県久留米市北野町大城488番地25
破産者　武田佐知子（旧姓工藤）
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２２２４号
名古屋市中区大須４丁目11番23号　ＬＡ上前津７Ｂ号
破産者　浦辻　　聖
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４８号
名古屋市北区大曽根１丁目12番23号　イトーピア第３大曽根マンション104号
破産者　水谷由美子
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６５号
名古屋市名東区牧の原１丁目1404番地リリカル７―601号
破産者　福ケ迫善彦
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０５４号
愛知県知多郡南知多町大字篠島字赤石50―１、住民票上の住所愛知県知多郡南知多町大字篠島字堂山110番地
破産者　マル栄商店こと　天野　英治
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７８号
名古屋市中村区岩塚町字上小路10番地の10
破産者　林　　義彦
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８号
奈良市藤ノ木台２丁目16番７号
破産者　大井　益世
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５３号
広島市西区田方２丁目２番６―301号
破産者　時田　俊雄
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１６号
広島市東区矢賀４丁目11番17号
破産者　中谷　玲子
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５号
長崎県長崎市天神町13番33号、旧住所長崎県長崎市目覚町９番13号
破産者　濵崎　良司
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
長崎県長崎市西山３丁目８番１号　寺井方、旧住所長崎県長崎市宝栄町18番７号
破産者　増崎　國博
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
開始決定時の住所北海道留萌市錦町１丁目５番26号
破産者　高宮　要夫
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２２号
北海道旭川市永山５条３丁目４番13号
破産者　高橋　重記
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５４号
北海道旭川市豊岡13条５丁目１番７号　愛宕ハイツ101号室
破産者　南　美紀子
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６６号
北海道上川郡美瑛町中町２丁目３番22号　グリーンハイツ３号室
破産者　藤岡　　満
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１３号
宮城県多賀城市東田中２丁目40番27―1406号
破産者　米澤　一夫
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係